

住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、**国**の原子力災害対策本部から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、**緊急速報メールサービス**、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

<関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段>



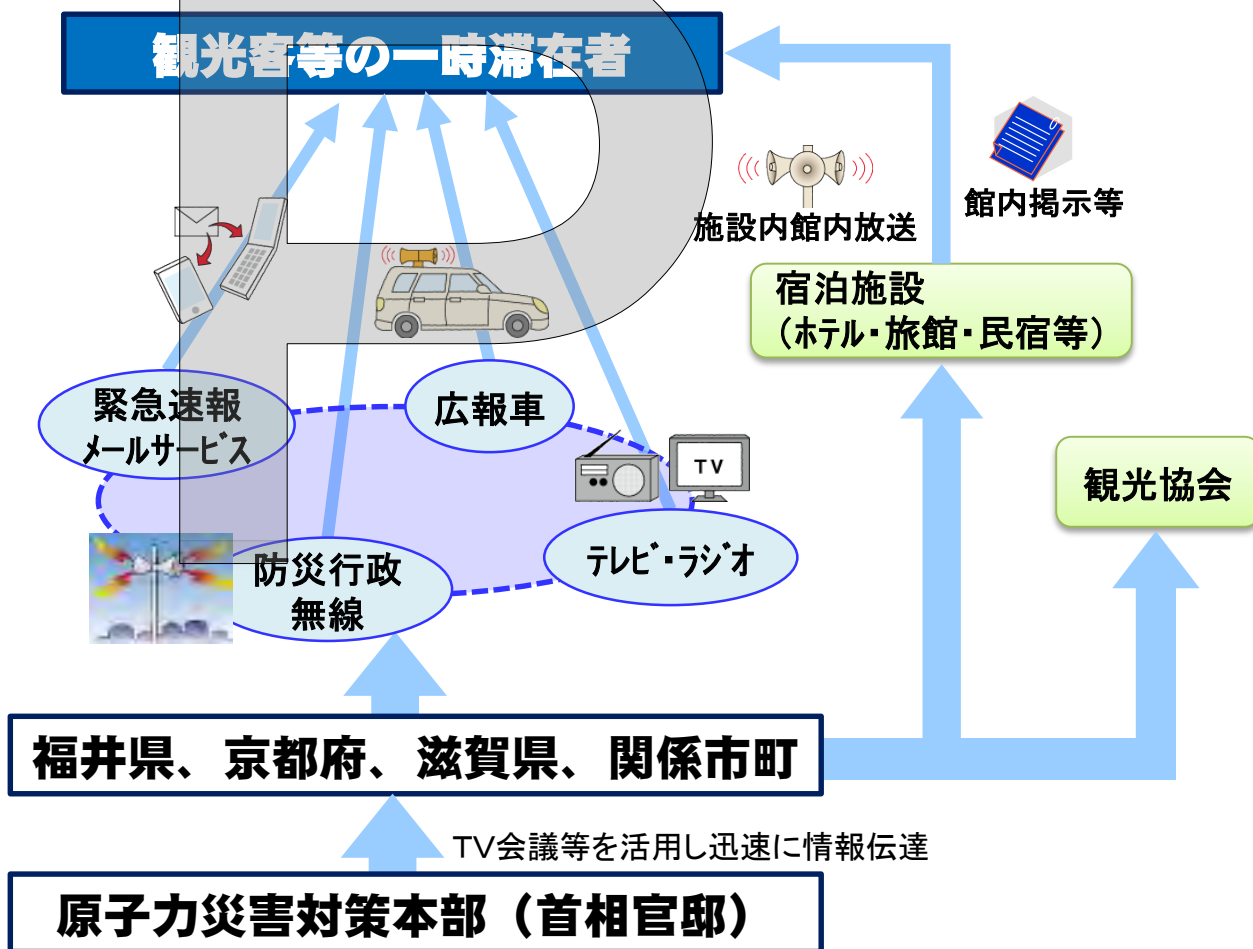
観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 福井県、京都府、滋賀県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に情報を伝達。
- なお、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態(原子力施設における故障など原子力施設に起因するもののみ)の段階で、帰宅の呼びかけを行う。

【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

2015/10/21 午前9:03
緊急情報
(〇〇市・町)からのお知らせです。
大飯発電所から30km圏内にいる
観光客等一時滞在者の皆さんは、
帰宅等してください。現在、放射性物質の外部への漏えい情報はあり
ません。落ち着いて行動してください。
(〇〇市・町)

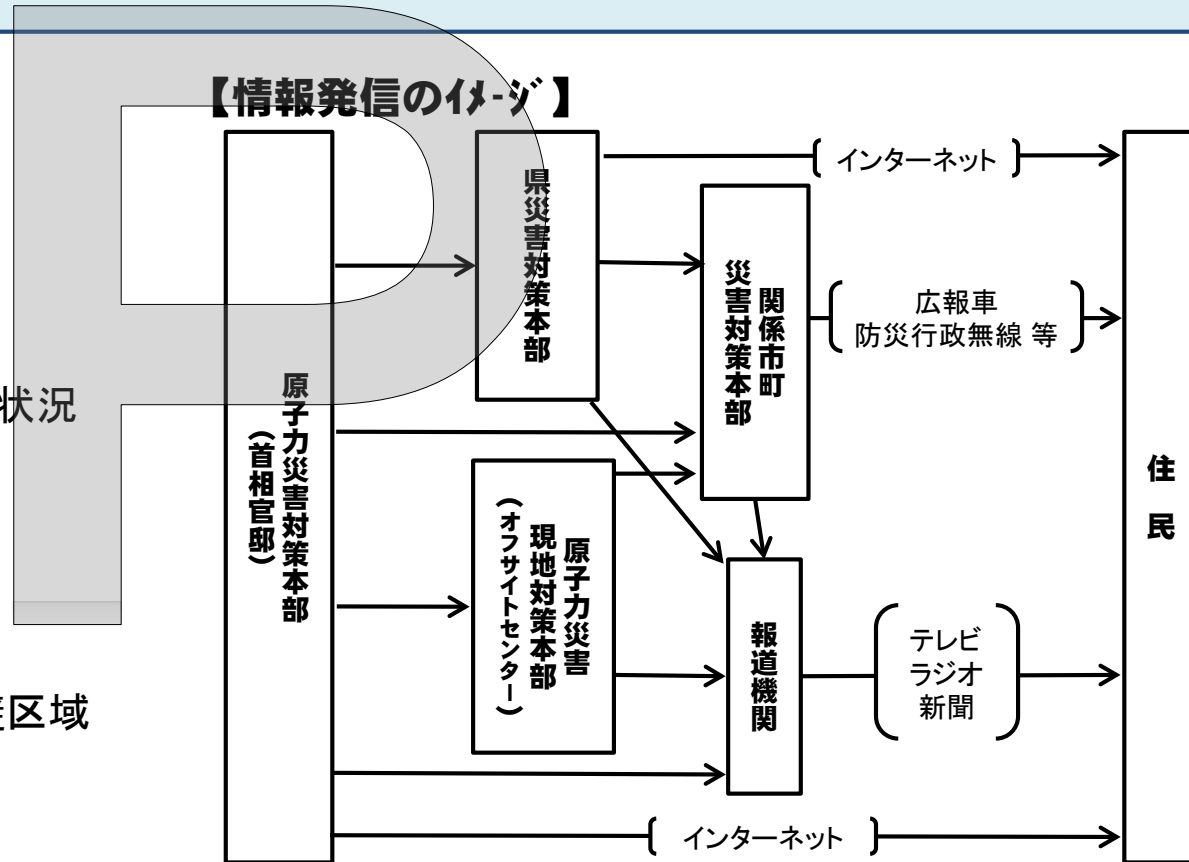


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸※において実施。
※内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明
- 現地での記者会見はオフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、関係府県及び関係市町による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、関係府県及び関係市町の問合せ対応を支援。

関係府県及び関係市町における対応

- 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域又は屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | ⑧被災者からの損害賠償請求（関西電力） |

4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. PAZ内の**小学校、こども園**の児童等については、**警戒事態**で保護者への引き渡しを実施するが、**保護者への引き渡しができなかった児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。**
2. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の**放射線防護施設**へ移送すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけると**共に**、一時集合場所及び**避難所**の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。